

手続実施規則

第●条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ★ 面談調停 双方の当事者及び手続実施者が、指定された場所に出頭により出席し、面談の方法にて実施する調停手続の方法をいう。
- ★ オンライン調停 双方又は一方の当事者及び手続実施者が、ウェブ会議システム等（インターネットを介した映像及び音声の送受信により、手続実施者が、双方又は一方の当事者の状態を認識しながら通話することが可能なシステムをいう。）を利用して期日に参加し、ウェブ会議システム等を利用して期日を実施する調停手続の方法をいう。
- ★ 同席調停 双方の当事者の同席又はウェブ会議システム等の利用により、双方の当事者が議論できる状態で行う調停手続をいう。
- ★ 別席調停 一方の当事者を退席（オンライン調停の場合には、ウェブ会議システム等の機能を用いて、調停手続の映像及び音声認識できず、かつ、自らの発言や映像が調停手続に反映されない状態にすることをいう。）させた状態で、他方の当事者から主張及び意見を聴き、次いで、他方の当事者を退席させた状態で、一方の当事者の主張及び意見を聴くことを必要な範囲で繰り返す方法による調停手続をいう。

（調停の期日）

第●条 調停の期日における調停手続の方法は、面談調停又はオンライン調停とする（オンライン調停の場合には、調停場所は、手続実施者が現に所在する場所をいうものとする。以下同じ。）。ただし、指定された場所に出頭して期日に参加することを希望する当事者については、出頭による期日の参加を認めなければならない。

2 オンライン調停の場合には、別に定めるオンライン調停運用規則を遵守しなければならない。

3 調停は、原則として同席調停で行う。ただし、担当調停者が相当と認めるときは、別席調停を行うことができる¹。

¹ 原則として同席調停を前提とする場合の規律であり、他の場合には別途の規律を置く必要がある。

- 4 オンライン調停により期日に参加した者は、当該期日に出席したものとみなす。

(手続実施記録)

第●条 ●●は、次の各号に掲げる事項を記録した手続実施記録を作成し、当該調停手続が終了した日から10年間保存する。

．．．

- 4 認証紛争解決手続の実施の経緯 紛争の概要並びに認証紛争解決手続を実施した日時及び場所（オンライン調停により調停手続を実施した場合にはその旨）を記載する。

オンライン調停運用規則

第●条 オンライン調停は、〇〇、〇〇又は〇〇²のウェブ会議システムを利用して実施する。

2 上記ウェブ会議システムは、常に最新版にアップデートされた状態で使用するものとする。

第●条 オンライン調停においてウェブ会議システム等を使用して期日に参加する当事者及び手続実施者は、セキュリティソフトが導入されているか又はOSが最新のバージョンにアップデートされた端末を使用しなければならない。

第●条 当事者は、オンライン調停において、録音、録画をしてはならず、期日における手続の内容を放送又は、公衆送信してはならない³。

2 手続実施者は、オンライン調停を実施する最初の期日の冒頭において、前項の内容を説明しなければならない。

第●条 オンライン調停において、ウェブ会議システム等の方法により期日に参加する当事者及び手続実施者は、許諾を得ていない第三者が視聴できない環境で参加しなければならない。

² Zoom、Microsoft Teams等のウェブ会議システムが入る。

³ 録音・録画を不可とする場合の規律であり、録音・録画することを可とする場合には別途の規律を置く必要がある。